



平成 29 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 スバル興業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 小林 憲 治  
(コード：9632 東証第1部)  
問 合 せ 先 代表取締役専務取締役  
管 理 本 部 長 松 丸 光 成  
(TEL. 03-3213-2861)

## 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 4 月 27 日開催予定の第 103 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を 100 株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 8 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

平成 29 年 4 月 27 日開催予定の第 103 回定時株主総会において、本単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関する「定款一部変更」議案、ならびに「株式併合」議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

普通株式の単元株式数を 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、株式併合を実施いたします。

(2) 併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合の方法

平成 29 年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数を基準に、平成 29 年 8 月 1 日をもって、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

なお、上記の単元株式数の変更および株式併合に伴う、当社株式の投資単位は従来どおりで変更はございません。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 1 月 31 日現在）	26,620,000 株
併合により減少する株式数（注）	23,958,000 株
併合後の発行済株式総数（注）	2,662,000 株

(注) 株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合により減少する株主数

平成 29 年 1 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主数は、次の通りであります。

	株主数	(割合)	所有株式数	(割合)
総株式数	4,673 名	(100.00%)	26,620,000 株	(100.00%)
10 株未満	384 名	( 8.22%)	534 株	( 0.00%)
10 株以上	4,289 名	( 91.78%)	26,619,466 株	(100.00%)

※上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して表示しております。

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合は、10 株未満ご所有の株主様 384 名（所有株式数 534 株）は、株主としての地位を失うこととなります。この場合、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、単元未満株式をご所有の株主様には、「単元未満株式の買取」の手続きを利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(6) 併合の条件

平成 29 年 4 月 27 日開催予定の第 103 回定時株主総会において、「株式併合」議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関する「定款一部変更」議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 発行可能株式総数の変更

#### (1) 変更の理由

前記「2. 株式併合」による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

平成 29 年 8 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 40,000,000 株から 4,000,000 株に変更いたします。

#### (3) 変更の条件

平成 29 年 4 月 27 日開催予定の第 103 回定時株主総会において、本発行可能株式総数の変更および単元株式数の変更に関する「定款一部変更」議案、ならびに「株式併合」議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 4. 日程

平成 29 年 3 月 14 日	取締役会決議日
平成 29 年 4 月 27 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 7 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 7 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 8 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成 29 年 9 月中旬 (予定)	端数株式に係る処分代金の分配

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 8 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 7 月 27 日となります。

### 5. その他

本日、別途「定款一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株数を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。従って、株式市場の変動等ほかの要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q4. 株式併合により株式数が減少しますが、受け取る配当金は減少しますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等のほかの要因を別にすれば、株式併合によって株主様が受ける取る配当金の総額への影響はございません。

但し、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q5. 株主として何か手続きをしなければならないのですか。

別段のお手続きの必要はございません。

Q6. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	1,080 株	1 個	108 株	1 個	なし
例③	1,003 株	1 個	100 株	1 個	0.3 株
例④	800 株	なし	80 株	なし	なし
例⑤	137 株	なし	13 株	なし	0.7 株
例⑥	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

- ・ 例①、例②、例④に該当する株主様においては、特段のお手続きはございません。
- ・ 例②、例④、例⑤に該当する株主様において、発生する単元未満株式（例②は8株、例④は80株、例⑤は13株）については、ご希望により「単元未満株式の買取」制度がご利用できます。
- ・ 例③、例⑤、例⑥に該当する株主様においては、発生する端数株式については、すべての端数株式を会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この代金は平成29年9月中旬ごろにお支払する予定であります。
- ・ 効力発生前のご所有株式数が10株未満（例⑥）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うことになります。深くお詫び申し上げますとともに、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 端数株式が生じない様にする方法がありますか。

株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8. 株式併合後でも、単元未満株式の買い取りは可能ですか。

株式併合後においても、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q9. 株主優待制度はどうなりますか。

株主優待制度につきましては、後日改めてお知らせいたします。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 3 月 14 日	取締役会決議日
平成 29 年 4 月 27 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 7 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 7 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 8 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成 29 年 9 月中旬 (予定)	端数株式に係る処分代金の分配

○ 株式に関するお手続きについてのお問い合わせ先

ご不明な点につきましては、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-7111 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)
---------	---